

報告事項 令和 6 年度 事業計画及び収支予算の件

令和 6 年度 事業計画及び収支予算 (令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)

1. 基本理念

「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」との法人会の理念の下、福岡県及び税務当局、税理士会並びに公益財団法人全国法人会総連合・一般社団法人福岡県法人会連合会等の関係機関の指導・支援を得て、また、小倉間税会・小倉優良申告法人会等の諸団体と連携し定款で掲げる目的的「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」ため、各事業を積極的に推進する。

2. 令和 6 年度基本方針

- (1) 令和 6 年度も引き続き、会員企業の協力・支援のもと、各種の事業活動を推進しつつ、「地域に密着・貢献する魅力ある法人会」としての組織をアピールしていく。
- (2) 今後の公益目的事業の拡充のため、情報収集を重ね、福岡県法人会連合会及び北九州地区の他法人会、その他諸団体等とも連携し検討・推進を図って行く。
- (3) 具体の方針
 - ①税知識の普及と納税意識の高揚のための取り組みをより一層強化する。
 - ②適正・公平な税制実現のための的確な提言を行う。
 - ③地域企業と地域社会の健全な発展に貢献するための取り組みをより一層強化する。
 - ④小倉税務署と協業し、申告納税制度の維持発展と円滑な税務行政に寄与し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及及び定着に努める。
 - ⑤福岡県法人会連合会及び北九州地区の他法人会、その他諸団体等との連携をより一層強化し、企業法人を中心に小倉法人会に入会される会員増強を図る。

3. 前年度(令和 5 年度)との主な相違点

- (1) 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和 5 年 5 月 8 日から季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」に移行したことにより新たなステージに向かうことになったが、感染症に関する局面が変化した場合には、経験を活かしながら適宜かつ速やかに対応していく。
- (2) 原材料・人件費・発送費等々の様々な費用が値上げしている。したがって、「経費削減できるものは都度シェイプアップを実施」「簡素化できるイベントを検討」、その一方で「有益な施策の経費確保」を推進していく。
- (3) 小学校 6 年生の租税に関する授業が 1 学期に行われることにより、令和 5 年度は夏休み前までに「租税教室」を完了させた最初の年度であった。令和 6 年度も小倉税務署および当会青年部会・女性部会と今まで以上に連携を強化し、「税に関する絵はがき・標語コンクール」「税に関する作文」に関しても小倉税務署および関連団体と連携し推進していく。

4. 主要事業計画

(1) 税知識の普及を目的とする事業（公 1）

毎年の改正により複雑難解になっている税法・税制について、正しい知識を身につけ業務に活かしてもらうため、次の事業を行う。

①新設法人説明会の開催（適宜開催）

小倉税務署管内の新設法人を対象に、税務上必要な申請・届出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税・消費税及び印紙税に関する基礎的な事項並びに源泉所得税の具体的な徴収の仕方等について説明し、基本的な税制の仕組みの理解を促すことを目的とした「新設法人説明会」を適宜開催する。

②決算法人対策説明会の開催（年6回）

小倉税務署管内の決算月を迎えた法人を対象に、税制改正事項等決算手続きに当たっての留意点等を説明し、適正な申告が行われることを目的とした「決算法人説明会」を年6回開催する。

③税制改正説明会の開催（7月）

小倉税務署管内の法人を対象に、税制改正内容をわかりやすく説明し誤りのない税務処理等が行われることを目的とした「税制改正説明会」を年1回開催する。

④租税教室の実施（要請に応じて）

租税教育推進の観点から小倉税務署管内の小倉北区・小倉南区に所在する小学校の6年生を対象に「租税」の意義、役割などについて考える機会を作り、税に関する心をもつてもらうことを目的として開催する。（前年度、小倉法人会が担当した租税教室実施校は9校）

⑤税務研修会の開催（適宜開催）

さまざまな税の理解と知識を深め、正しい税知識を身につけることを目的として、小倉税務署担当官による税務研修会を青年部会・女性部会合わせて年4回開催する。

毎年2月に【県連】主催で行われる大規模法人税務研修会の参加をPRする。

⑥インターネットセミナー

国税庁ホームページから無料で閲覧可能な「国税庁動画チャンネル」をPRする。

また、法人会のホームページから税に関するセミナーを中心に600タイトル以上の各種多様なセミナーを、法人会員はインターネットで無料受講できることをPRする。

⑦広報誌及びホームページによる税情報の提供

小倉税務署管内の法人・市民を対象に、税知識の普及を図ることを目的に、税に関する広報事業を行う。

〈i〉会報誌「こくら法人会だより」の年2回、作成・配布と公共施設設備置

〈ii〉フリーペーパー「サンデー北九州」の年2回、作成・配布(22万世帯)

〈iii〉全国法人会総連合の季刊誌「ほうじん」の年4回、配布

〈iv〉HP(ホームページ)掲載内容の充実(必要情報のタイムリーな掲載・更新)

〈v〉税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に小冊子を配布。

⑧広報車による確定申告PRの実施（2月～3月）

小倉間税会と共同で、確定申告に関する期間やご自身のパソコン・スマートフォンからの申告などの内容を流しながら、小倉税務署管内の小倉北区・小倉南区を巡回する車で広報活動を行う。

⑨税に関する標語掲示を伴う広告塔の改修（3月）

小倉北区・小倉南区に設置している7基の広告塔を毎年1基ずつ改修するのに合わせ、税に関する標語コンクールで金賞・銀賞を受賞した3点を掲示し、税知識の普及を図る。

本年度は小倉南区横代北町2丁目・都市高速横代インター前の広告塔を改修する。

⑩「税を考える週間」のラジオCM実施（11月）・新聞広告掲載による確定申告PR実施（2月）

北九州地区3法人会（小倉・八幡・門司）共同で、地元ラジオ局「FM KITAQ」にて法人会の紹介CMを流すとともに、法人会担当者がラジオ出演して法人会活動のPRを行う。

また、北九州地区5法人会（小倉・八幡・若松・門司・行橋）共同で、確定申告に関する新聞広告を掲載して、期間内の申告ができるように注意を喚起する。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業（公1）

税制に対する正しい理解と納税者としての自覚を促すことを目的とし、税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、納税意識の高揚を図る為、次の事業を行う。

①税金クイズ大会の実施（11月）

小倉法人会ホームページに「税金クイズ大会」と称して掲載し、クイズ形式をとることで税を身近に感じるようになるとともに知見を得て納税意識の高揚につなげる。「税金クイズ大会」への参加は、各会員・時局講演会での問題配布や、サンデー北九州への掲載による告知等を実施する。

また、小倉法人会が租税教室を担当する小学校6年生には、租税教室終了後に「税金クイズ」を行い、税に対する関心を高め、税を身近なものに感じてもらう機会を提供する。

②税に関する絵はがきコンクールの実施（6月～2月）

租税教室を実施した小学校6年生の児童を対象に、税に対する関心を高め、納税者としての自覚を促すことを目的に、税に関する絵はがきを募集し、優秀作品の選考及び表彰を行

うとともに、展示許可を得た作品を井筒屋小倉店に展示する。

なお、優秀作品の選考は、北九州市教育委員会の協力を得て実施する。

③税の作文コンクールへの参画（6月～12月）

小倉納稅推進協力会と連携し、小倉税務署管内の中学生・高校生を対象に税に関する作文の募集を行い、優秀作品の選考に参加するとともに小倉法人会会长賞の表彰を行う。

④税の標語コンクールの実施（6月～2月）

税に対する関心を高め納税者としての自覚を促すことを目的に、租税教室を実施する小学校6年生、及び小倉間税会と協業して行っている中学校4校（西南女学院中学校・福岡教育大学附属小倉中学校・照曜館中学校・小倉日新館中学校）の生徒を対象に、税に関する標語の募集を行い、優秀作品の選考及び表彰を行うとともに、金賞1点と銀賞2点は小倉税務署管内にある広告塔に標語を掲示する。なお、掲示の際は掲示許可を得る。（今年度：小倉南区横代北町（都市高横代インター前）に設置している広告塔）

⑤「青年の集い」への参加（11月：福井大会）

全国法人会総連合が主催する「第38回全国青年の集い（福井大会）」へ当会の青年部会員が参加し、優秀な租税教育活動・財政健全化のための健康経営プロジェクト活動を学ぶとともに全国の青年部会員と情報交換することにより、青年部会活動のレベルアップを図る。

⑥「女性フォーラム」への参加（4月：広島大会）

全国法人会総連合が主催する「第18回全国女性フォーラム（広島大会）」へ当会の女性部会員が参加し、優秀な絵はがきコンクール活動を学ぶとともに全国の女性部会員と情報交換することにより、女性部会活動のレベルアップを図る。

⑦北九州市租税教育推進協議会・小倉納稅貯蓄組合連合会・小倉納稅推進協力会への協賛

北九州市租税教育推進協議会・小倉納稅貯蓄組合連合会・小倉納稅推進協力会へ協賛し、各団体と連携して納税意識高揚活動を行う。

（3）税制・税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1）

中小企業の租税負担の軽減と合理化・簡素化及び適正・公平な課税、税制・税務に関する提言を行う事を目的として次の事業を行う。

①税制アンケート・税制セミナー

＜i＞税制改正要望活動の実施（4月～6月）

当会会員の税制に関する意見・要望を取りまとめ、福岡県法人会連合会を通して全国法人会総連合に上申する。

＜ii＞国会議員、市長・市議会議長への税制改正要請活動の実施（11月）

全国法人会総連合主催の全国大会にて決議された税制改正要望書を地元選出の衆議院議員と北九州市長、市議会議長へ持参し、税制改正への協力を要請する

＜iii＞税制委員セミナーへの参加（2月）

全国法人会総連合が主催する「税制委員セミナー」に参加し、最新の税制改正内容の習得を図り、当会の税制活動のレベルアップを推進する。

②税務署及び関連諸団体との交流（8月、3月）

税務行政の円滑な執行に貢献するために、小倉税務署新体制メンバー・保険3社・小倉間税会・小倉優良申告法人会・小倉法人会の交流の場として「納涼交流会」を8月に開催する。

税に関する各種説明会の活動方針を定めるために、小倉税務署・九州北部税理士会・小倉法人会事務局で3月に協議の場を設定する。

③全国法人会総連合主催の全国大会への参加（10月：鹿児島大会）

各法人会からの税制に関する意見要望を取りまとめた要望書の承認を行う「第40回法人会全国大会（鹿児島大会）」に参加し、要望内容の確認を行うとともに、全国の会員との情報交換を行うことにより法人会活動のレベルアップを図る。

（4）地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする事業（公2）

中小企業単独では実施することが難しい人材の育成を支援するために、次の事業を行う。

①支部研修会の開催

各支部の法人及び個人事業主および市民を対象とした研修会を適宜開催する。

②各種講演会

〈i〉役員研修会の開催（5月・8月・12月）

小倉優良申告法人会と共に、会員以外に広く市民の皆さんに参加する研修会を開催し、地域企業の健全な発展に貢献する。

〈ii〉北九州地区5法人会合同講演会の開催（2月）

北九州地区5法人会（小倉・八幡・若松・門司・行橋）が共催で、地域事業の健全な発展を通じて豊かな地域社会を実現することを目的とし、会員以外に広く市民の皆さんに参加できる講演会を開催する。

③新入社員ビジネスマナー講習会の開催（4月）

ビジネス社会の仲間入りをした新入社員を対象に、社会人への意識改革を目的として、北九州商工会議所と共に接客応対マナー等の講座を開催する。

④税務・会計・経営等セミナー

〈i〉リスクマネジメントセミナーの開催（6月）

福岡県法人会連合会・福岡県内18法人会・AIG損害保険（株）共催で、会員だけではなく一般の個人事業主・企業経営者も対象に、令和3年度から令和5年度に続いて令和6年度もオンラインセミナー形式で開催する。

〈ii〉利益計画作成ワークショップの開催（10月）

法人企業の経営者・役員を対象に、自社の利益計画を実際に作成するところまで指導いただきワークショップを開催し、地域企業の健全な発展に貢献する。（会員以外の法人企業にも案内する。）

⑤財政健全化のための健康経営プロジェクト（適宜開催）

当会青年部会を中心に、全法連青年部会・県連青年部会からの趣旨を元により多くの会員企業に浸透するよう活動していく。

（5）地域社会に貢献することを目的とする事業（公3）

地域社会への貢献や社会の発展を目的として、福祉活動、寄付活動、地域イベントへの参加等を通じて、社会問題や環境問題に積極的に取組むため、次の事業を行う。

①わっしょい百万夏まつりへの協賛（8月）

小倉北区の市庁舎を中心に繰り広げられる夏祭りに協賛金を寄贈し、法人会のPRを行う。

②小倉祇園太鼓へうちわ寄贈（7月）

地域活性化支援を目的として、北九州地区4法人会（小倉・八幡・若松・門司）が共同で裏面に税に関する啓蒙的な内容を記載した夏祭り用のうちわを作成し、各地の夏祭りで無料配布する。

当会は「小倉祇園太鼓保存振興会」事務局へ寄贈する。

③まつりみなみへの協賛（8月）

小倉南区の志井公園で行われる「まつりみなみ」に協賛金を寄贈し、法人会のPRを行う。（令和2年～令和4年は中止となり、3年連続して寄贈できなかった。）

④小倉城竹あかりへの協賛（11月）

第3回開催から、北九州市として誇れるイベントにしたいとの趣旨で開催期間が拡大されることを機に、協賛金を寄贈し、法人会のPRを行う。

⑤不用品等支援物資寄贈活動の推進（適宜対応）

女性部会が中心となり、国外の子供たちに向けた社会貢献活動として、衣料品等の寄付を呼びかけ、認定NPO法人ブリッジエーシージャパンを通じて、開発途上国への恵まれない子供たちに支援物資を寄贈する活動を推進する。

⑥プルトップ、ペットボトルのキャップ回収運動の推進（適宜対応）

女性部会が中心となり、地域社会への貢献活動の一環として各企業に呼びかけ、回収したプルトップを（一社）環公害防止連絡協議会へ送り、車椅子を贈る活動に協力する。

また、ペットボトルキャップは回収後、（株）プラテクノマテリアルへ送り、認定NPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）の活動に協力する。

⑦北九州市小倉南区の公立小学校新1年生への「登下校時の防犯に配慮した名札」寄贈

租税教室開催で関連のある小倉南区の公立小学校の次年度の新1年生に対し、女性部会と連携し、北九州市教育委員会を通じて「登下校時の防犯に配慮した名札」を寄贈する。

⑧北九州市防犯環境整備への貢献

小倉北区・小倉南区の安全・安心を向上させるため、小倉北警察署・小倉南警察署と連携し、街頭防犯カメラの設置推進に協力する。

⑨定時社員総会後の講演会（定時社員総会の日程が決まり次第、計画）

定時社員総会後に、一般市民も含めて参加告知する講演会を行う。

⑩節電に関する啓蒙活動（7月）

節電への協力依頼と一般市民への告知活動を行う。

⑪時局講演会の開催（10月）

地域社会への貢献や社会の発展を目的として、時の動きに沿ったテーマ及び講師を選定し、会員以外に広く市民の皆さんのが参加する講演会を開催する。

⑫青年部会・女性部会講演会の開催（6月～7月）

青年部会・女性部会の定時総会終了後に、地域事業の健全な発展を通じて豊かな地域社会を実現する目的とし、会員以外に広く市民の皆さんのが参加する講演会を開催する。

⑬新春講演会の開催（1月）

1月に当会及び小倉間税会、小倉優良申告法人会と共に小倉税務署長を講師とする新春講演会を実施する。

⑭寄付活動・災害復興支援活動（適宜対応）

人命にかかる災害に際して、海外及び国、地方自治体からの要請などに対して、被災者支援ならびに災害地域の復興に向けた支援活動を行う。

(6) 会員交流および福利厚生のための事業（収益・その他）

会員である法人の福利厚生制度の充実と経営の安定を目的として、次の事業を行う。

①親会役員等交流会の実施（適宜開催）

親会（正副会長）、支部役員、青年部会、女性部会で会員交流会を実施する。

②納涼交流会の実施（8月）

小倉税務署新体制メンバー・保険3社・小倉法人会役員および会員を含めた交流の場として納涼交流会を実施する。

③新規会員交流会の実施（11月）

将来の当会を担う新規会員を歓迎する場として「新規会員交流会」を実施する。

④会員への情報向上（適宜対応）

全会員に対して有益な情報を、年8回にわたり定期発送物として開示するとともに、小倉法人会の活動をホームページの「法人会リレーニュース」に投稿掲載して認知を図る。

⑤経営者大型保障制度の普及推進（通年）

会員である企業法人の福利厚生制度の充実と経営の安定・安心を目的として、経営者や従業員の病気や事故による死亡・高度障害・入院等について保障する経営者大型保障制度の普及推進を図る。

⑥ビジネスガードの普及推進（通年）

会員である企業法人の福利厚生制度の充実と経営の安定・安心を目的として、労災・個人情報漏洩・地震等企業のさまざまなリスクをサポートするビジネスガードの普及推進を図る。

⑦がん保険制度の普及推進（通年）

会員である企業法人の福利厚生制度の充実と経営の安定・安心を目的として、がん保険の普及推進を図る。

⑧貸倒保証制度の普及推進（通年）

会員である企業法人の経営の安定化のため、契約時に選定した取引先に債務不履行が生じた場合に、予め約定した保険条件にしたがって、保険金が支払われる貸倒保証制度の普及推進を図る。

5. 令和 6 年度 収支予算書（正味財産増減計算書対前年比較）の主要項目

単位：円

勘定科目	当年度予算 (令和 6 年度)	前年度予算 (令和 5 年度)	対前年度増減	補足説明
経常収益計	41, 490, 300	42, 971, 300	▲1, 481, 000	新入会会員増よりも退会会員が増える傾向による「受取会費」「受取補助金」等の減を織り込む。
経常費用計	47, 214, 979	52, 921, 605	▲5, 706, 626	「各種の値上げ」「事務局賃料」「会場費」「減価償却費」等の増、を織り込む。
当期経常増減額	▲5, 724, 679	▲9, 950, 305	4, 225, 626	—

※公益法人の標準的な表記方法に習い、令和 5 年度 収支計算書から、経常費用項目の当年度予算が前年度予算よりも少ない場合に、対前年度増減の数値表記は▲で表記する。

6. 令和 6 年度 収支予算書（事業区分内訳表）の主要項目

単位：円

勘定科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
経常収益計	25, 282, 800	5, 451, 696	10, 755, 804	41, 490, 300
経常費用計	32, 448, 028(b)	4, 353, 614	10, 413, 337	47, 214, 979(c)
当期経常増減額	▲7, 165, 228(a)	1, 098, 082	342, 467	▲5, 724, 679

【補足説明】

(a) が赤字 ⇒ 公益目的事業で儲けてはならないので、収支相償 OK

(b) ÷ (c) = 68.7% ⇒ 公益目的事業に全経費の半分以上を使わないとならないので、OK